

相続発生後の基礎知識

① 相続発生後に相続人がすべきこと

相続発生後、相続人は定められた期限のなかで、様々な手続きを行うことになる。円滑に相続手続をサポートするため、相続手続の一般的な流れとその期限とともに、各種手続に合わせて相続人がすべきことを確認しよう。



有限会社エム・エム・トラスト
人材開発コンサルタント
土橋 沙綾香

行政書士、社会保険労務士、CFP®。保険・相続のエキスパートとして、一般の方への保険・相続相談セミナー、および金融機関への研修講師など、幅広く活動を行っている。

組員・利用者がお亡くなりになった後、ご遺族は悲しみのなか、様々な手続きを行う必要があります。

本稿では、J A職員として知っておきたい「相続用語の意味（七頁参照）」「一般的な相続手続のスケジュール」およびワンポイントアドバイスを紹介しします。

なお、【期限】のマークは、その手続きや申請に期限の定めのあるものです。

① 相続手続（民法・相続税法関連）のスケジュール

(1) 三ヵ月以内に行う事項

① 遺言書の有無・内容の確認
遺言がある場合、それに基
づき遺産を分けるため、早め
に探すことが望ましい。

◆ワンポイントアドバイス

自筆証書遺言があった場合、遺言に効力をもたせるため、「検認」を家庭裁判所に申し出る必要があります。

す（公正証書遺言、および二〇二〇年七月一〇日以降に法務局で保管の自筆証書遺言は不要）。「検認」についての期限はありません。

② 被相続人の相続財産の調査
「本来の相続財産」と「みなし相続財産」を調査・把握する。さらに「相続税計算時に加算する財産（所定の生前贈与）」も確認が必要。

◆ワンポイントアドバイス

・各金融機関に「名義人の死亡の届出（連絡）」を

行くと、口座は凍結されます。その後、「残高証明書（死亡日付）」を申請すると、明確な資産状況を把握できます。

・自治体の税務課・登記所等で「名寄帳・固定資産評価証明書・登記簿」を取得すると、所有不動産の状況を把握できます。
・被相続人の死亡に伴い名義変更が必要な共済・保険契約は、「解約返戻金相当額（死亡日付）」を契約先に確認します。



相続用語の意味

【相続】

人が死亡した場合に、その人と一定の親族関係にある方が、財産上の権利・義務を承継すること。

【被相続人】

死亡した人（財産を相続される側の人）。

【法定相続人】

被相続人の財産上の地位を承継する人。民法で規定されている。

【民法上の「相続財産」（＝相続税法上の「本来の相続財産」）】

受取人が決まっていないため、遺言もしくは遺産分割協議により取得者を決定すべき財産（具体例：預貯金、有価証券、不動産、現金、ゴルフ会員権、電話加入権、貴金属、

自動車、負債、被相続人の死亡に伴い名義変更が必要な共済・保険契約、金融機関への出資金等）。

【相続税法上の「みなし相続財産」】

被相続人の死亡に伴い支払われる死亡共済（・保険）金、死亡退職金を指す。約款・規定等で受取人が定められているため、「本来の相続財産」に該当しない。ただし、相続税法上の「みなし相続財産」として、「生命保険金の非課税限度額」「死亡退職金の非課税限度額」を超えた金額について、それぞれ相続税の計算に含める。



③ 期限 相続放棄（三カ月以内）

財産調査の結果、負債が多い場合は、家庭裁判所に相続放棄の手続きをすると、負債を引き継ぐ必要がなくなる。ただし、被相続人のプラスの財産も一切相続できなくなることに留意。

(2) 一〇カ月以内に行う事項

① 戸籍の取得

各種手続に向け、戸籍謄本を取得し、法定相続人を確定する（相続放棄を行う場合は、戸籍等取得も三カ月以内に行う必要がある）。

◆ ワンポイントアドバイス

「被相続人の出生～死亡までのすべての戸籍謄本」「相続人全員の戸籍謄本」が原則必要です。兄弟姉妹等が相続人となる場合、取得戸籍はさらに増えます。

② 被相続人の除住民票および

相続人の住民票の取得

③ 法定相続情報一覧図の取得

◆ ワンポイントアドバイス

戸籍一式および除住民票等を取得後、法務局に所定の申請をすると「法定相続情報一覧図」を取得できます。金融機関等での手続きがスムーズになる等のメリットがありますが、取得は任意とされています。

④ 遺産分割協議書の作成

遺言がない場合、「本来の相続財産」について相続人が遺産分割協議を行い、分け方を決定。その後、協議内容を書面化した「遺産分割協議書」を作成する（相続人全員が署名し、実印を捺印）。

◆ ワンポイントアドバイス

・遺産分割協議が不成立となった場合、家庭裁判所にて調停・審判により遺産分割します。

相続発生後の基礎知識

②

相続人が行う
遺産分割の流れとポイント

遺産分割に至るまでには、相続人の不在や、遺言書の有無など、様々な要因によるトラブルがつきものである。本稿では、相続発生後から遺産分割までの流れとともに、その過程で相続人が注意すべきポイントを整理する。



草薙法律事務所 所長
弁護士
草薙 一郎

ＪＡ全中・ＪＡまちづくり情報センター 顧問、元中央大学法学部非常勤講師。日本農業新聞の連載「所有者不明土地解消へ」、「ＪＡまちづくり資産管理情報」への寄稿ほか執筆多数。

①

はじめに

相続開始から遺産を相続人等が承継するまでの間、相続人は次の点についての確認をする必要があります。

- ① 相続人の確定
- ② 相続財産（資産）の確定
- ③ 負債の確定
- ④ 相続税の確定（準確定申告）

これらを確定するとともに、遺言書の有無、遺言書があるときは、その有効性、内容が了解できるか、どのように遺

言を執行するか、遺留分の侵害の有無などを検討します。

もし、遺言書がないときは、

法定相続分を前提としながら分割しますが、相続人全員の合意があれば、法定相続分を前提とせず遺産分割の話し合いをして遺産分割協議を成立させ、その協議内容に従って遺産を各自に取得させることになります。また、話し合いのなかで特別受益（注１）や寄与分（注２）などの問題がある場合、ケースによっては裁判手続を経ることもあります。

②

相続人の確定

（注１）一部の相続人が、被相続人から生前贈与や遺贈、死因贈与で受け取った利益。
（注２）被相続人の財産維持・増加に特別に貢献した相続人が、ほかの相続人よりも多く財産を受け取れる制度。

民法が規定しているところに従って、法定相続人が確定されることになります。一般的には配偶者と子というケースが多いと思いますが、子がないときは、兄弟姉妹間

の相続、あるいは、姪や甥による代襲相続（注３）ということもあります。

相続人か否かは戸籍で特定することになりますが、戸籍上は相続人であっても、その所在が判明できないケース、外国に居住しているケース、外国籍を取得しているケースなどがあります。外国に居住しているも、日本国籍を喪失しているも、子や兄弟姉妹であることに変わりありません。その所在については住民票等で調査をしますが、外国に



居住しているなどのケースでは、住民票等で調査はできず、外国籍のときも同様です。

所在がどうしてもわからな
い際は、不在者財産管理人の
選任を裁判所に申し立て、そ
の管理人が不在者の代わりに
遺産の取得に関与することに
なります。この場合、管理人
は、法定相続分など不在者が
主張できる権利を主張します。

こうしたことから、所在が
不明な相続人がいるときは、
生前に遺言書を作成しておく
ことが大切といえます（外国
籍を取得していたり、日本に
帰国の見込みのない国外居住
の方がいるときには、金融資
産を相続させ、不動産を相続
させないほうが、以後のこと
を考えると妥当と思われる）。
戸籍の調査や相続人の居住
調査にあたっては、複雑なケ
ースもあるので、弁護士に依
頼することも検討するとよい
でしょう。

3 相続財産（資産）の確定

（注3）本来遺産を相続するはず
だった法定相続人が、死亡等
の理由で相続できない場合に、
その者の子などが代わって相
続する制度。

遺産とは、一般的には不動
産、預貯金、株式、債権（貸
付金）などです。

(1) 不動産

土地建物の不動産は、いわ
ゆる名寄せなどで確定し、登
記簿謄本を入手します。そし
て、対象不動産に担保などの
設定がないかを調査します。

不動産が被相続人名義であ
ればよいのですが、もし、
先々代名義であった場合、原
則として被相続人が有する法
定相続分が遺産ということに
なります。そのため、生前に
登記簿などを見た際に、この
ような不動産があることが判
明したら、早急に関係者と協

議をしておくことが有効で
す。特に、二〇二四年四月か
ら相続登記が義務化されまし
たので、注意が必要です。

また、不動産がすでに相続
人名義となつているときでも、
それは贈与されたものか、単
に相続人名義を借りたものか
否かで、トラブルになること
があります。この場合、その
不動産が遺産か否かを決める
こととなりますが、その手続
きは地方裁判所の管轄であり、
家庭裁判所での遺産分割手続
の対象とはなりません。

さらに、不動産は他人に貸
していることもあり得るため、
契約書が存在しているかなど
を把握することも大切です。

(2) 預貯金等

預貯金については、金融機
関に対して残高証明を入手す
ることになります。この証明
は、相続人一人からの申請で
入手可能です。残高に疑問が

4 負債の確定

あれば、取引履歴を入手して
預貯金の動きを把握します。
一般的には、一〇年分を入手
しておけば十分でしょう。

株式については、証券会社
に問い合わせることで、内容
を把握していきます。

被相続人にどのくらいの負
債があるかについても、相続
にあたっては大切なことです。
相続放棄をしない限り、取得
する遺産（資産）が少なくつ
たとしても、法定相続分で負
債を承継するのが原則です。

負債は預貯金口座から推測
するのが一般的ですが、他人
の保証人になつていいるケー
スは、相続人が把握できないこ
ともあります。何も負債はな
いと思つて相続したら、被相
続人が他人の保証人になつて
いて、保証人としての責任を
求められることもあります。



相続発生後の基礎知識

③

JA職員が知っておきたい
相続税計算の流れとポイント

組合員に相続が発生した際、JA職員は、専門家への情報伝達などのため、相続税に関する一定程度の知識が必要となる。本稿では、相続税計算のおおまかな流れを、そのポイントとともに整理する。

①

はじめに

まずお伝えしたいことは、相続対策と相続税対策はニュアンスが異なるということです（図表1）。どちらにも亡くなった時に備えておくものという意味では同じですが、相続対策は、財産目録や遺言書の作成であったり、法定相続人が誰かを確認しておいたりといったものまで含めて指すものであり、専門的な知識がなくても取り組める内容が多

く含まれています。最近ではエンディングノートの作成が広く認知されるようになりましたが、これも相続対策の一つです。

一方で、相続税対策とは、民法や税法の知識を駆使して、いかに相続税の負担を減らすかということに特化した取組みを指します。養子縁組や生前贈与の活用などが代表されるでしょう。一つ間違えれば納税額に大きな影響を及ぼすことになり、責任問題に発展します。

JAグループの職員として組合員のお手伝いをするにあたって意識していただきたいことは、専門家との棲み分けです。専門的な知識がなくても、生前にできる準備はたくさんあります。総合JAであれば、農業用資産の保有状況や共済の加入状況については把握できていると思いますので、例えば、農機や農地の時価がどのくらいになっているのか把握したり、日常の訪問活動のなかで相続の話題になった際にエンディングノート

【図表1】「相続対策」と「相続税対策」の違い

相続対策

- ・法定相続人の確認
- ・エンディングノートの作成
- ・財産目録の作成
- ・遺言書の作成 など

相続税対策

- ・養子縁組
- ・生命保険金 500 万円非課税の活用
- ・生前贈与
- ・相続時精算課税制度の選択 など



一般社団法人
全国農業協同組合中央会
営農・担い手支援部
税理士 栗山 賢陽

千葉県市川市出身。会計系資格の専門学校講師から会計事務所勤務を経て、平成 25 年に栗山賢陽税理士事務所を開設。平成 26 年度より JA 全中と契約。全国から寄せられる税務に関する相談や研修会に対応。全国農業経営コンサルタント協会の一員として集落営農組織の法人化支援等にも携わる。

の作成を促したりといった取り組みも、十分、相続対策につながります。

相続税の申告および納税は、相続開始から一〇カ月以内（注一）に行わなければならないから、ご遺族は非常にタイトなスケジュールのなかで、各種法要や行政への届出など数多くの手続きをこなさなければなりません。いざ相続開始となった際には、組合員から専門家へスムーズな情報伝達ができるように準備することが、JAグループとして求められる役割ではないでしょうか。

とはいえ、まったく相続税に関する知識がゼロの状態では、専門家との会話に支障が出ると思いますので、本稿では相続税計算の流れを簡単に解説します。

（注一）二〇二五年五月一〇日に被相続人が死亡した場合、二〇二六年三月一〇日が相続税の申告および納付期限となる。

2 相続税計算の流れ

(1) 相続税計算の概要

相続税とは、被相続人から相続人に引き継がれる財産に対して課される税金です。相続財産を多く引き継いだ相続人は、税金の負担が重くなり、逆に少なく引き継いだ相続人は税金の負担が軽くなります。原則として、すべての相続財産が相続税の対象になりますが、例外的に相続税の

対象外となるものもあります。相続税の計算の流れを簡単にイメージすると、図表2のようになります。

(2) 課税価格の合計の計算

① 本来の相続財産

ここでは、相続人ごとに相続した財産の価値（課税価格）を計算します。相続財産は、被相続人が農家で相続人も農業経営を引き継ぐということであれば、貸借対照表の資産の部に計上されているものというイメージです。ただし、農業用の資産だけでなく、プライベートで使用していた被相続人名義の預貯金残高や有価証券、居住用の土地建物などの非農業用資産を相続していれば、これらも含めていきます。なお、墓所や仏具は相続税が非課税となりますので、資産には含めません。

また、相続人が引き継ぐの

は資産だけとは限りません。買掛金や借入金、未払いの税金など、こちらも貸借対照表負債の部のイメージですが、これら負債は、マイカーローンなど農業とは関係のない借り入れも含め、相続財産からマイナスされます。

農業用財産と非農業用財産を合わせた貸借対照表を作ってみると、図表3のようになります。固定資産は基本的に時価で評価しますが、有価証券（注二）や不動産（注三）、美術品などの評価は専門的な知識が必要となりますので、詳細は専門家に任せましょう。資産の合計額から負債の合計額を差し引いたものを「本来の相続財産」といいます。

② みなし相続財産

相続税は、相続開始の時に後に取得が見込まれる財産も対象になります。具体的には死亡退職金や死亡保険金で

【図表2】相続税の計算の流れ



相続発生後の基礎知識

④ 相続相談にあたって留意すべき 関連業法

相続相談業務を行う際、民法、税法、不動産登記法など様々な法令の定めに従って、行つことのできる業務の範囲を解説する。



税理士
1級FP技能士
河野 利明

1959年愛媛県八幡浜市出身。1982年京都大学法学部卒業、日本鉱業株式会社入社。特殊銅営業部で対中国貿易などを担当。1988年税理士登録（東京税理士会）、河野利明税理士事務所開設。農林中金アカデミー研修講師。

① はじめに

「相続が発生したら、誰に相談しますか？」という問いかけがよく聞かれます。弁護士？ 司法書士？ 税理士？ FP？ それとも金融機関のアドバイザー？

税理士である私が相続手続についての依頼を引き受けた際、いつも細心の注意を払っていることがあります。それは、弁護士・税理士・司法書士などの、いわゆる「士業」

の資格者のみが行うことができる「独占業務」を侵害することのないように対応をすることです。

私の場合は、もちろん相続税・贈与税について個別具体的な税務相談を受けたり、申告書を作成・提出するなどの税理士業務は行えますが、「対価を得て」法律相談を行ったり、遺産分割協議書などの法律書類を作成したり、もちろん裁判上の代理行為をするなど弁護士法違反になりますし、また、「業として」相続

や贈与に関わる不動産登記手続を行うと、司法書士法に抵触することになります。

私は、こうした法律業務や登記手続は、ネットワークのある弁護士や司法書士を紹介して、共同で仕事を進めることで、法令違反にならないよう留意しています。もし、資格をもたない者が、いわゆる「士業」の独占業務を行ってしまうと、法令違反となります。それぞれ罰則が存在します。金融機関職員は、顧客から相続に関する相談を受けた

り、アドバイスを求められたりする存在ですし、顧客対応のなかで、できるだけ踏み込んだ対応をしたいと考えるのは、ごく自然なことであろうと思います。そうした相続業務を行う場面では、弁護士法・税理士法・司法書士法などの法令に抵触しないように十分に注意を払いながら、顧客のニーズに応じていくことが、相続相談対応を行ううえで、必要不可欠な姿勢ということができます。

そもそも、こうした独占業



務に罰則を設けて保護規定を設けているのはなぜでしょうか。もちろん、そうした「士業」の権益を保護する目的もあるでしょう。

ただ、私見ですが、いわゆる「独占業務」を行う士業は、その業務を独占的に行えるという権益をもつ反面、その業務に関して生じさせた損害について、専門家として責めを負う危険を負担しているのです。

そのため、弁護士法や税理士法に触れないような顧客対応を行うことは、かなり窮屈な印象がぬぐえないのですが、ただ、その窮屈さは、同時に資格を有しないアドバイザーが想定外の責任追及や賠償請求から身を守る盾でもあるといえます。

2 「士業」の独占業務に 関する根拠規定と罰則

(1) 弁護士法

弁護士でない者が、①「報酬を得る目的」で、②「法律事件に関して、鑑定、代理、仲裁、和解その他の法律事務の取扱い」を③「業（ぎょう）」とする」と、弁護士法違反になり（弁護士法七十二条）、同法七十七条により処罰されます（二年以下の懲役または三〇〇万円以下の罰金）。

(2) 税理士法

税理士でない者が、①「他人の求めに応じ」、②「税務書類の作成」や「税務相談」を、③「業として」行うと、税理士法違反になり（税理士法二条・五二条）、同法五九条により処罰されます（二年以下の懲役または一〇〇万円以下の罰金）。

3 違法か否かの境界線

(1) 「報酬を得る目的」とは

弁護士法では、「報酬を得る目的で」弁護士業務を行うことを禁じています。したがって、単純に考えれば、無償で弁護士業務を行えば、弁護士法に抵触しないという考え方も可能ではあります。

ただ、少し慎重に考える必要があり、予め報酬についての合意がなくても、報酬を受けることが予期されていれば、「報酬を得る目的」と判断される可能性があると考えられます。また、この「報酬」には、経済的利益も含まれるとされます。

したがって、友人のために遺産分割協議書などの法律書類を作成して、儀礼的な手土産等を受け取ったとしても報酬を得る目的とは考えられません。

せんが、金融機関の職員が、顧客との良好な取引関係を維持する目的で、弁護士業務に含まれる和解案法律書類の作成や係争の仲裁などを行うと、「報酬を得る目的」がないとはいいい切れないと考えます。

一方、税理士法では、税理士法基本通達（以下、「通達」という）のなかで税理士法に抵触する行為は、「必ずしも有償であることを要しない」と規定されており（税理士法基本通達二一一）、税理士業務は「無償独占」とよばれる所以となっています。この考え方は、ある意味、弁護士法と対極をなすものと考えられます。

この「無償独占」の趣旨について、税理士は、弁護士とは異なり、申告納税制度の理念を実現すべく、公正中立な立場にて業務を行う（依頼者にもよらず、税務官公署にも